

# 国民年金 だより

問い合わせ先  
市民課 ☎40-5556  
栃木年金事務所  
☎0282-22-6074、4134

## 学生納付特例について のご案内

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ■対象となる人

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。なお、夜間・定時制課程や通信制課程を含みます。（一部対象外の学校があります）

### ■承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年

20歳になったけど、学生なのでなかなか年金保険料が支払えない、という方へ

度も在学予定である場合、3月下旬にハガキ形式の更新用の申請書が送られてきますので、引き続き同一の学校に在学する場合は必要事項を記入のうえご返送ください。なお、申請書を紛失した場合は市役所市民課に申請をお願いします。

### ■申請受け

平成24年度分（平成24年4月分）平成25年3月分）の学生納付特例の受け付けは、平成25年4月30日（火）までとなります。申請がまだお済でない方は期限までに申請してください。

また、平成25年度分（平成25年4月分）平成26年3月分）の学生納付特例は平成25年4月1日（月）から受け付けとなります。

### ■将来の年金額を増やすために

承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

■「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

		納 付	学生納付特例 (承認期間)	未 納
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ 入ります	× 入りません	× 入りません
障害基礎年金の受給資格期間		○	○	×
遺族基礎年金の受給資格期間		入ります	入ります	入りません

未納のままだと、障害基礎年金や遺族基礎年金に該当するような場合でも、納付要件が満たされず年金が受給できない場合があります。

### ■申請先 各庁舎市民課 ■必要なもの

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書の写、失業した場合は雇用保険の離職票または受給資格者証

### 年金ひとくちメモ

納付を忘れていた!?  
納付書の使用期限について

過去10年以内に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から平成27年9月末まで、後納制度を利用して納付することが可能となりました。

後納保険料の納付期限は10年目の月の末日となっています（例えば、平成15年4月分は平成25年4月30日（火）です）。なお、国民年金保険料免除、学生納付特例等の承認を受けている期間の追納の納付期限も同様です。

納付書に記載されている使用期限を過ぎると納付できなくなってしまうので、ご確認ください。また、後納保険料および追納保険料の加算額は年度により定められます。

平成15年4月分～平成23年3月分の保険料の納付書の使用期限は、平成25年3月31日（日）です。期限までに納付できなかった場合は、再度申込みが必要となりますので、市役所市民課（国分寺庁舎）または栃木年金事務所までお問い合わせください。